

環境影響評価審査会戦略的環境アセスメント検討部会・SEA技術指針検討部会 H17.5.31
議事録要旨

- 1 日時：平成17年5月31日(火) 9:30～12:00
- 2 場所：兵庫県民会館 303号室
- 3 出席委員：山下（SEA 検討部会長）、田中（技術指針検討部会長）、朝日委員、遠藤委員、澤木委員、中辻委員、平松委員、山口委員、大久保委員、竹元委員、福島委員、藤井会長
- 4 事務局：長谷川健康生活部参事（環境技術担当）
環境影響評価室 勝野室長、鷲見補佐以下3名
- 5 関係部局：水質課、河川計画課
- 6 資料：
 - （資料1） 計画段階環境アセスメント制度の導入のあり方（案）
 - （資料2） ケーススタディ単一案概要版
 - （資料3） ケーススタディ概要版
 - （資料4） 各省庁及び都道府県におけるSEAの取組

7 議事概要

（事務局より、資料にもとづいて説明。）

（委員）技術指針について、不可逆な概念があいまいではないかと思う。まずは、取り戻すことができない貴重な自然環境がどのようなものであるか。部会で議論されたんだと思うのですが、また、もう一つは、重大な生活環境への影響です。私の専門は、音になりますが、音の場合、不可逆なものではありません。高速道路や空港を作ると、それがある限り音が出る。止めると音は出なくなる。その意味で騒音は不可逆ではない。残留いたしません。自然環境の破壊等の観点から見ますと、例えば竹やぶがある。竹やぶを通じて音を聞いている人がいる。竹やぶに来る鳥の声を聞いている人がいる。それがなくなるということは、不可逆である。しかしながら、貴重な自然環境かと言えば、そう言えない場合がある。そんな問題がある。人間というものと、環境が、二元論的な対立で見られている。音に関して言うならば、騒音レベルが、何デシベルなら、睡眠公害や聴取公害が起こるとの議論になる。つまりレベルに還元されてしまう。ところが、公害紛争関係で、住民の方の話を聞くと、「こんな静かな所に車が通る。環境基準以下かもしれないけれど、私達は許せない。」との意見が出てくるのが、現状で

あり、裁判まで起こっている。そのような時に、不可逆な環境影響の概念と技術指針の対応をどうするのか。つまり、技術指針に環境要素が書いてあるが、環境要素の中の騒音だけでも、地形や生物が変わっても変わってくる。文化財や景観についてもそうである。騒音があって、人間に悪さをするとの方では成り立たない。S E Aの中にどのように取り入れるのか。

(事務局) 非常に難しい問題である。事業者が先ず考えてもらうことになる。

(委員) 技術指針の16の環境要素に書いていない、また、P Iの中でもくみ上げられないかもしれないものがある。審査会で、貴重な自然と認められないものもある。

(事務局) P Iでのいろいろな意見は、環境サイドで取り扱わない事項もある。整理された16の環境要素のどれかに関連づける方法もある。

(委員) アセスが終了していても、訴訟になるケースがある。それを、S E Aで避けられるのかなと思う。答えは、また後日に。

(委員) 今のご指摘は、S E Aでも、事業アセスでも、環境要素にばらしてみている。しかし、これから問題になるのは、うるさいかどうかは、現状をどう変えていくかによる。どれくらい変わるのか。人間との関係だけでなく、広く環境影響を捉えなければならぬとのご指摘である。しかし、そもそもアセスでどう捉えるかは、難しい。今後の課題である。

(委員) 住民の方の意見であっても、これは環境アセスにのらないとのことは、多くあると思うが、それをどれ程広く捉えるかによって、制度の有効性に関係してくる。高尾山の件でも裁判になってしまった。それを避けるために、戦略的環境アセス制度があると思う。

(委員) 技術指針の性格であると思う。これに載っていないから、やりませんとの立場で決めるのか。あくまでも標準的なものであり、載っていないものでも、やりますよとすれば良い。適宜改定すれば良い。載っていないからやりませんとの話は、これからは通らない。県としてどう考えているのか。

(事務局) 別表第1のバラバラに分解した環境要素だけで良いのかとのご指摘ですが、計画構想段階で、個別の環境要素だけでなく、何を守っていくのが良いのか、総合的な議論が必要である。ご指摘の竹やぶ、鎮守の森、文化・伝承について、抽象的かもしれないが、議論の対象となることが考えられる。S E Aの環境の範疇をどこまで広げるかの話であるが、S E Aの段階で、事業者が、あるいは審査側もふくめ、森羅万象すべての基準を予め作ることは無理と考えるので、その都度、事業毎に予め配慮する事項を設定することが重要となる。そのことが課題であると思う。

(委員) おそらく指針はミニマムである。少なくともこの程度のチェックはするとのこと。ただ、先ほど指摘のあった事例が、P Iの対応か、S E Aの対応かとの整理は必要である。

(事務局) P Iでの対応と考えていた。また、S E Aでも言ってもらっても良い。

(委員) p 15 の環境事前配慮書の作成であるが、P I での検討事項や事業アセスでの配慮事項について、事業者が宣言し、理由を記載することが良いのではないか。表現を充実できないか。ケーススタディを作成する事により、何をすることがはっきりするようになった。資料中の審査意見の例があるが、これでは、省略されているが、住民意見の対応は入ってくるのか。

(事務局) 住民意見の対応は、入ってくる。

(委員) 住民の方から、別表以外の環境要素が出てきた場合、事業者に、このように対応しますと記載してもらえば良い。複数案なのか、単独案かが、事業者に委ねられているが、複数案の方がよく検討されている。単独案で、A´案が出てくる可能性はあるのではないか。

(事務局) あり得る。ただし、道路の場合、ルート帯で検討するので、その範囲内なら、A´案は考えないで良いと考えている。事前の選択で絞り込んでくると想定される。

(委員) ケーススタディ 1 (単独案) の場合、P I の前に事業者の検討があり、このルートしかないとのケースである。また、微妙なルートの揺れはあるだろうとのことである。フローを見てみると、配慮書が最終となっている。実際は配慮書案を踏まえて、P I を行うのではないか。

(事務局) フローでは、P I へ示すものを出していないが、P I では、ケーススタディ 2 (複数案) の p 7 に示すものに、事業費や利便性等社会経済面の話も合わせて、住民へ提示される。

(委員) 先程の竹やぶや神社の話をつまえるとすると、配慮書案の段階で、P I に示さないと、P I で考慮されない。もっぱら配慮書は、次の事業アセスで活かされる。

(委員) フローの中で、配慮書が、P I での計画決定にきているのは、正しいのか。

(委員) ここでの配慮書は、従来の事業アセスと同様に、印刷された成果物をイメージしている。

(委員) 複数案からどう選択するのかはどうなる。

(事務局) 配慮書には、最終的な選択と検討経過が記載される。

(委員) 配慮書案、住民意見及び審査意見が出た段階で、P I での計画原案となる。

(事務局) P I プロセス側の手続きなので、記載はしていない。最終的には、P I の検討も踏まえ、配慮書が作成される。

(委員) フローによると、環境事前配慮書案の作成・提出、住民意見及びそれに対する見解の送付、審査意見、それを踏まえた計画原案の検討に、複数案の検討が盛り込まれないと意味がないことになる。

(委員) 環境事前配慮書案では、複数案に対する配慮が盛り込まれており、事前配慮書では、一つに決まっているのか。

(事務局) そのとおりである。事前配慮書には、検討経過も含め記載する。

(委員) 事前配慮書は、今後の配慮事項を記載するものと理解している。検討経過は、別

- ではないか。最終的には、P Iプロセスを経て、一つなり、配慮書が作成される。
- (事務局) 環境配慮も含めた検討結果を、最終の図書で示させたい。
- (委員) 経過書と配慮書は異なる。配慮書はどんな事をするかを書いたものである。
- (事務局) これまでの事業アセスとは異なり、複数案の検討経過を盛り込みたい。経過と配慮を含め配慮書との名称にした。
- (委員) 複数案の検討を含んだ配慮書案と配慮書は、中身が異なる。名称がそぐわないとの指摘であるが、これは宿題にしたい。
- (委員) 資料1のp4に技術指針(案)との表現があるが、そのまま技術指針(案)でスタートするのか。
- (事務局) 技術指針は、固まったものではない。
- (委員) 答申後も、技術指針(案)でいくということか。
- (委員) 名前の問題以外でも、制度自体、プロトタイプであり、テストを続けなければならない。
- (委員) 先程からの議論である貴重でない自然についてであるが、環境要素で言えば、レクリエーションと景観にかかわる。レクリエーションは、法律上、自然と親しむに変わっていると思う。
- (事務局) 法律上は、ご指摘のとおりで、条例上は、レクリエーションのままである。
- (委員) 見直しの時に再検討するべき。山菜取りや森林浴とかは、レクリエーションに入れるべきである。第1に、道路を作る場合、既にほ場整備や都市計画によって、選択の余地が無い場合はどうするのか。第2に、資料1のp17の貴重な動植物の留意事項であるが、「計画区域外周辺に生息・生育域があるか」、「移植が可能か」と書かれているが、あちらは当方の現場でないとか、移植する場所がないとかが実態である。できる限り回避すると言うが、移植する技術等がない実態である。
- (事務局) 第1点では、都市計画の制約の上で、計画を作成する。環境以外の要素も踏まえ、事業者が計画を作成する。環境のみで、そこまで決める制度ではない。第2点は、今後の配慮については、次の事業アセス段階で、詳細検討を求める。確実に回避すべきものは、SEA段階で回避する。個別の事案では、先生方の意見を聞きながら、対応することになる。
- (委員) 実態、営巣地は外れているが、餌場を含んでいる事例もある。
- (事務局) 北近畿自動車道でも、クマタカの営巣地を避けたルート選定も行われている。重要性を、先生方の意見を参考にして、事業者に示していきたい。
- (委員) 環境影響評価の場合、開発事業で、ゼロかマイナスの評価が多いが、プラスの場合もある。それをいかに吸い上げるかだ。ミチゲーションで回避、次は、環境創造である。技術指針の件であるが、技術は進歩しているので、その都度指針を改定するという意味で(案)を付けていてと思う。
- (事務局) プラスの効果については、評価指標では、大気汚染や水質汚濁の改善効果を入

れている。計画作成者の努力により、盛り込まれると思っている。不十分なら、複数案の検討の時に、指導することとなる。

(委員) 環境創造は重要である。資料1のp4の目標に書き込めないか。

(委員) 検討します。

(委員) 資料3のp7であるが、複数案の評価で、道路の場合、指標は少ないが、大規模開発は多くなる。指標の重みづけは、どう考えるのか。総量の評価で決めるのか。中辻先生のご指摘のとおり、対策技術や評価指標の進歩もあり、当面指針(案)で進めるのかなと思う。

(事務局) 先行の埼玉県では、指針に評価指標があり、特に複数案の比較評価が行われている。例えば数値化し、グラフ化しているケースもある。本県は、まずは、不可逆影響の回避・最小化を目標としている。P Iとの絡みもあるので、どのような住民に開示するかも含め事例検討の中で対応したい。

(委員) S E Aで、複数案あった時、環境的にみてベストであると示すのか。それぞれについて、環境サイドからみてこうだとし、後のP Iに委ねるのか。

(事務局) P Iに委ねることになる。

(委員) 環境的にベストと示すS E Aとするかは、制度を試行させてみて、どこまでできるかの問題と思う。

(委員) 資料1のp16の景観に関して、昨年12月に景観法が施行され、兵庫県や市町がどのような対応をするかによると思う。法に基づく景観計画も考慮してほしい。景観法では、守るだけではなく、新たな創造の視点もある。新しい建築物でも、住民の意見で、景観重要建造物を指定できるとなっている。必ずしも歴史のある建物だけでなく、より良い環境を作っていく視点があるように、プラスの視点が入っていく方がよい。また、資料1のp14の複数案の比較の評価が、定量的な評価になっている。景観やレクリエーションは、数値化が難しい。別表3の評価指標からも、項目が落ちている。定性的なものを含めて評価できないかなと思う。

(事務局) 何かございませんでしょうか。

(委員) 別表3に入れるのは難しいが、景観について、住民がどのように評価しているのか。景観計画を市町が作っていれば、その中でどのようなものを重要な景観として評価しているか分かる。ない場合は難しい。資料1のp14の「指標の数値等」のを数値に限らないようにしたら良い。

(委員) 複数案の比較評価であるが、ケーススタディ2のp8の審査意見であるが、「評価基準の選定は妥当である」としか書かれていない。比較評価の項目を設けるならば、もう少し環境面から考えれば、これが良いだろうと判断する方がよい。

(事務局) このような表現になったのは、審査会の中の議論ではあって良いと思うが、技術指針の検討の中でも、知事意見を出す時、環境面だけでものが決まらないとのことで、最終的な社会経済面の検討を踏まえて、複数案が絞り込まれるとしている。知事

意見の後に、絞り込みをPIですると、環境の知事意見が大きく影響を及ぼすことになる。

(委員) 環境面から言えば、これが一番とした時に、違うものが良いと言うのなら、説明責任を果たしてほしいと思う。

(委員) これは、課題にしましょう。

(委員) 資料3のp9の事業者対応であるが、これを審査会に戻さないと何もなしで採用されてしまう。審査会や住民に戻さないといけない。審査会軽視とならないか。

(事務局) 住民には戻る。しかし、審査会には戻さない。最終的には、知事意見への対応となる。事業アセスと同じである。そのようにならないように指導することになる。

(委員) 社会常識的な枠内は別として、新しいルートとみなされれば、PIもSEAも戻るということ。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 議論も最終段階にきていると思う。不可逆的な環境影響の回避や文献調査を中心にSEAを行うことが柱になっている。不可逆的な環境影響を強調すると、資料1のp11の表中、騒音、悪臭及び廃棄物は人為的。自然、生物は別である。人工的なものは、不可逆的なものに相当しない。

以上